USPTO、請求項の構成が簡素な特許出願に対する早期審査の試行を開始

2025年10月27日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、10月24日、特許出願の請求項が特定の条件を満足することを要件とした早期審査試行プログラム（Streamlined Claim Set Pilot Program）を開始する旨を公表した[1]。独立請求項が1つのみで総請求項数も10以下といった要件を満足する出願が対象になる。

10月27日付の官報[2]によれば、本試行プログラムの概要は次のとおりである。

- 対象となる特許出願は、同日以前に電子的に出願された通常出願であり、継続出願や意匠（デザイン特許）出願は対象外とされる。また、優先権主張を伴う特許出願や、既に担当審査官の割り当てが済んでいる特許出願も対象外とされている。
- 出願人は、所定の手数料[3]の納付とともに申請する必要があり、対象の出願について、独立請求項が1つ、総請求項数が10以下、多項従属請求項（マルチクレーム）を含まないといった要件を充足するよう自発的に補正する必要がある[4]。
- 早期審査対象に認められた場合、最初のオフィスアクションが優先的に行われる。最初のオフィスアクション以降は、通常の出願と同様に扱われる。
- 同一発明者（共同発明者である場合を含む）は、3件以上の出願について本プログラムの適用を受けることができない。また、非公開の請求を行っている出願については、本試行プログラムの適用を申請する時までに当該請求を取り下げる必要がある。
- 本試行プログラムは10月27日に開始され、①2026年10月27日、または②審査部門（TC）あたり200件以上の対象出願を受け付けた日、のいずれか早い日まで継続され[5]、TCごとの受理件数に関する情報はUSPTOウェブサイトを通じて提供・更新される予定である。

USPTOは、本試行プログラムを通じて、請求項の構成を簡素化することが審査待ち期間や審査の質に与える影響について評価したいと説明している。

（以上）

---

[1] USPTO launches new Streamlined Claim Set Pilot Program to further reduce patent pendency
[2] Streamlined Claim Set Pilot Program
[3] 37 C.F.R. §1.17(h)
[4] 従属項の従属形式についても、先に記載した請求項を引用し、当該請求項の全ての制約事項を前提とした上で新たな制限事項を特定する形式とするなどの要件が課せられる。
[5] USPTOは、特定のTCで200件を大幅に超える対象出願を受け付けた場合などに、本試行プログラムを裁量により予定より早期に終了させる場合があるとしている。